

湯築城跡出土の土製護摩炉

柴田圭子

はじめに

湯築城跡は松山市道後に所在し、国史跡に指定されている。守護職を得た河野氏が室町時代以降居城とし、戦国末期まで存続した。比高約30mの丘陵の周囲に二重の堀と土塁を巡らせた平山城で、外堀の構築は、人足動員の文書と発掘調査の成果により天文4(1535)年に比定されている。発掘調査が実施されたのは城域の南側平地部で、その範囲では西側に小区画が並ぶ「家臣団居住区」、中央から東側に池泉庭園や広大な居住区が広がる「庭園区・上級武士居住区」が存在したことが明らかになっている。

土製護摩炉は、報告書においてすでに報告されている((財)愛媛県埋蔵文化財調査センター2000図132-783・784)。しかし、報告時には器種不明の土製品としており、今回、形態から護摩炉と判断したため、改めて報告を行い、類例についても紹介しておきたい。

1 土製護摩炉について(図1)

土製護摩炉は、SK206から二つの破片が出土した。同一個体の可能性があるが、まず報告番号に従って形状等について説明を行う。

783・784共通の形態として、平面形は円形で、筒状であることが挙げられる。783は外面に断面方形の張り出し(鐙)をもち、その厚みは5.6cmである。上方で看取できる欠損部の幅から、上に立ち上がる器壁も5.6cm以上の厚みがあったとみられる。鐙の上面は平坦で、楕円形が二つ並んだような凸文様が施されている。筒状の中心部は強く被熱しており、内面は黒化し、その周囲は赤変している部分がある。784は、ほぼ垂直に立ち上がり、上面には平坦面を作り、その中央付近に段があり内面側が一段低くなっている。器壁の厚さは下部で5.8cmあり、783の上面欠損部よりやや厚い。比熱して全体が黒化している。

両者とも、器面は剥離し劣化が著しいが、凹凸がなく平滑で、角はシャープに整えられている。胎土には3～10mm程度の砂粒を多く含み、非常に粗い。

若干厚みに差はあるが、両者を同一個体と考え図上で復元すると、正確な高さは不明ながら、783の上面に784が載る形態と推定でき、図1右に合成図を示した。鐙の直径は42.6cm、内面の径は16.8cmに復元できる。

平面形が円形であることから、本護摩炉は、息災炉と判断される(岡崎譲治監修1982)。息災炉の外周には、三鈷杵の鈷先(羯磨杵)を四方に、その間に蓮葉(弁)を描くとされ、湯築城跡出土資料の凸文様は、形状から三鈷杵の鈷先(羯磨杵)を表現したものと推定できる。また、口縁部内側の段は蓋を置くためのものとみられる。

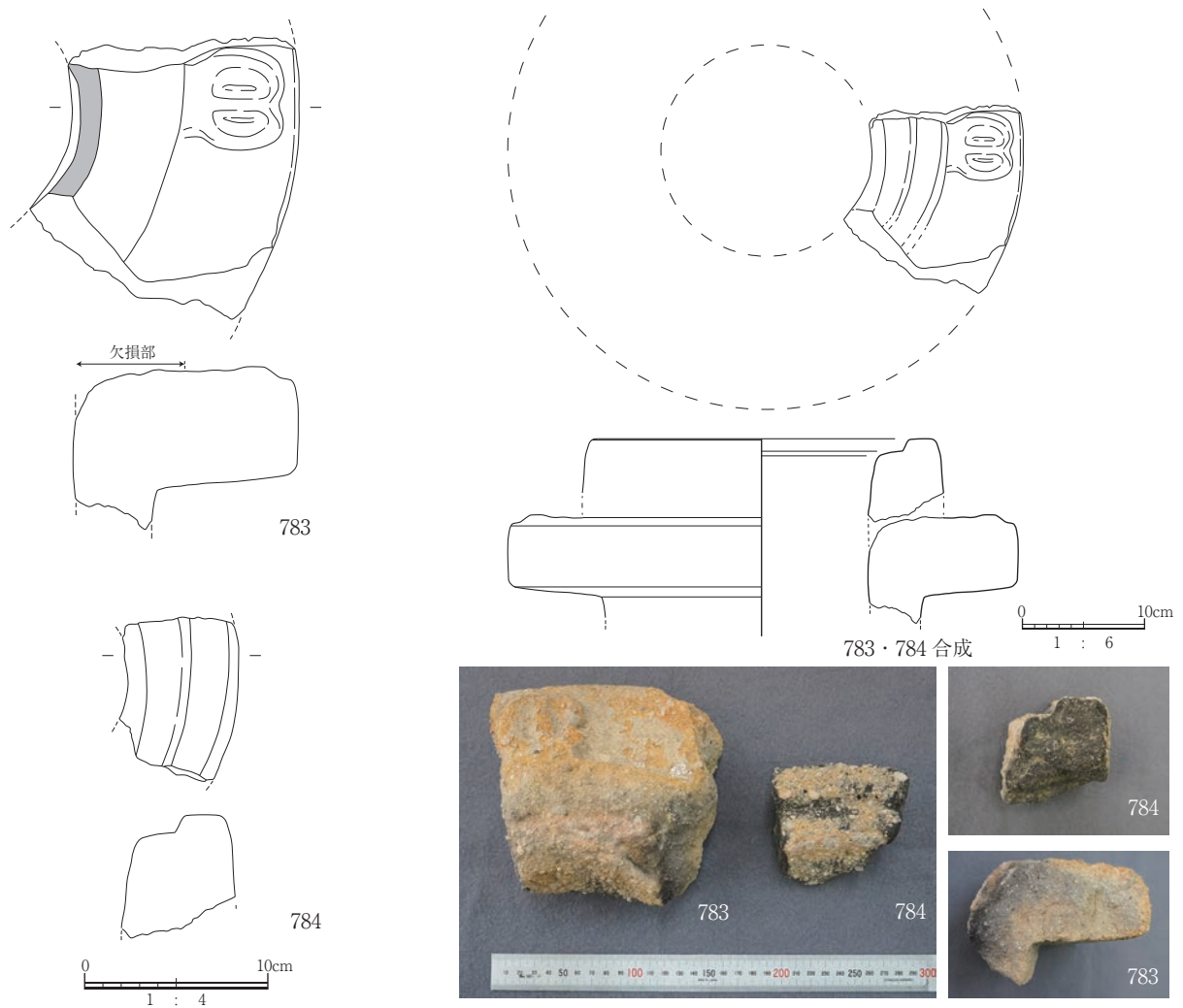


図1 湯築城跡出土護摩炉

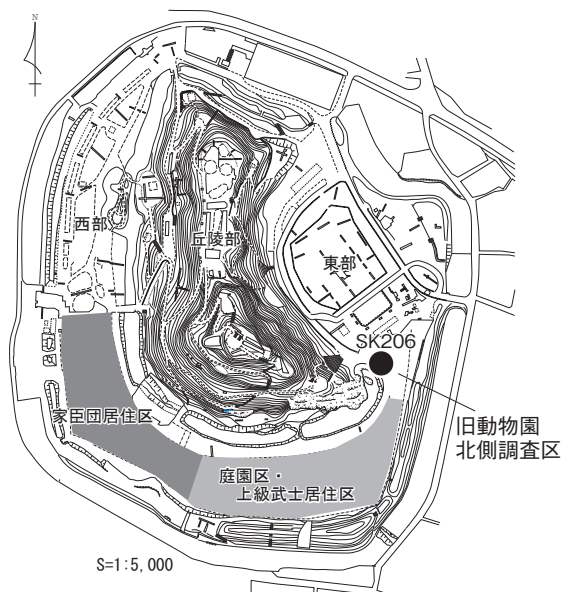


図2 SK206 の位置



図3 SK206 遺物出土状況 (北から)

2 出土遺構について(図2～5)

土製護摩炉が出土したSK206の位置は、報告書では「旧動物園北側調査区」とした地区で(図2)、上級武士居住区と東部を画する「遮蔽土塁」の北側の内堀寄りである(図5)。

遺構の東側は攪乱され、南側の立ち上がりも明瞭でない。残存する規模は、東西1.5m、南北1.7mで、隅丸方形の土坑とみられる(図3)。出土遺物は、ほとんどが土師質土器の皿・杯で、そのほか、土師質土器釜と少数の備前焼破片、中国陶磁器が含まれている(図4)。土師質土器皿・杯には完形のものが多く、何らかの用途に供された後に一括廃棄されたとみられる。土製護摩炉もこれらの土師質土器と共に使用された可能性が高い。

土師質土器で最も多く出土するのは湯築城跡土師質土器分類のA-2類(図4・柴田2000)である。湯築城跡は発掘調査で得られた基本層序から、外堀掘削を境に湯築城前期と後期に分かれ、湯築城後期にはⅠ層(廃城後・16世紀後半～)とⅢ層(16世紀中葉・火災層)の年代の基準となる層が認められる。SK206は湯築城跡2段階(16世紀中葉)の遺構と報告しているが、A-2類は外堀土塁掘削(1段階)前には出現しており、Ⅲ層ではすでに多数を占めるものではないことから、16世紀前半に主体のある型式と捉えられる。SK206出土土師質土器皿・杯はA-2類が8割を超えており、Ⅲ層形成を遡る可能性が考えられ、より幅広く16世紀前半の遺構ととらえ、護摩炉もその時期と判断しておく。

また、護摩炉とともに土師質土器を使用する可能性については、天台宗の護摩修法において、「段下、炉の奥に五宝、五薬、五香、五穀を格別に包み、土器に納め蓋をして紙捻で十文字に結んで安置する」とされ(岡崎讓治監修1982p.438)、護摩壇に置かれたものである可能性がある。しかし、天台宗の護摩修法が行われたと確定できない上、このほか土師質土器釜や備前焼も出土していることから、廃棄されていた遺物の全てが護摩炉の使用に直接関わるのかは判断できない。あくまでも可能性の指摘にとどめたい。

護摩炉が設置された建物の遺構は確認できていないが、東口から城内に入ると、南に向かって直進する道路があり、SK206が位置する場所は、それより西にある遮蔽土塁と内堀、道路に挟まれた一つの空間として認識することができる(図5)。この範囲では、建物などの明確な遺構は確認できていないが、東区の試掘成果を確認すると、西側は丘陵裾を巡る内堀で画されていること(A13トレンチ)、SK206の北側約20mで、古代から中世にかけての包含層の上層に複数の水平な整地層が認められること(A8～10トレンチ)が挙げられる。図示していないが、A11トレンチも同様である。A8～10トレンチではⅠ層やⅢ層が認められず、整地層の時期は不明であるが、周辺のA1・2・4・6・12トレンチではA8～10の整地層の上面より低いレベルでⅠ層が確認できる。それらを根拠に推定すると、A8～11トレンチ付近では、一定の範囲が整地によって盛り上げられており、Ⅰ層が削平された可能性が考えられ、仮に護摩壇を備えた建物が存在したとすれば、A8～11トレンチ周辺である可能性が高い。また、当地区西側の丘陵部先端には、岩崎神社が鎮座しており、湯築城が機能した時期にも存在したことが想定される^{*1}。内堀を挟んではいないものの、護摩壇を備えた建物の付近に神社も存在することは、この一帯が湯築城内の宗教的な空間を構成していた可能性も考えられる。

3 土製護摩炉の類例(図6)

土製護摩炉の出土例は多くなく、管見に触れた限り、4遺跡8例が挙げられる*²。以下、出土護摩炉について簡潔に紹介しておく。

樺崎寺跡(栃木県足利市)(図6-1～3)

樺崎寺跡(国史跡)は、足利氏二代目義兼によって文治5(1189)年に建立されたとされる中世寺院で、室町時代まで繁栄した。広大な浄土庭園を中心に、赤御堂、経蔵、八幡宮などが配されている。護摩炉は3例が報告されている(足利市教育委員会1995・2008)。

図6-1は5次調査で出土し、園池の畔上面平場の溝から出土した。鍔径は38cm、口内径は18cmと推定されている。本資料は瓦質土器で、緻密な胎土で焼成は良好である。文様は、鍔上面には鈷先が写實的に刻まれ、口縁部上面には型押しの三鈷杵文が施され、細部まで緻密に表現されている。図6-2は下御堂法界寺跡と推定される建物9の北西から出土した。鍔径40.8cm、口内径21cmに復元される。鍔上には鈷先、口縁部上面には三鈷杵文が刻まれる。写實的ではあるがやや省略されている。本資料も瓦質土器で、胎土は緻密である。図6-3は6次調査の経蔵跡と推定される建物12付近の造成土出土である。他の2点と比較して口縁部の立ち上がりが低い。鍔は基部以外失われている。鍔上面には鈷先が描かれているとみられ、口縁部上面には簡略化した三鈷杵文が刻まれる。瓦質ではあるが、他の2点より胎土がやや粗く、焼成も甘い。

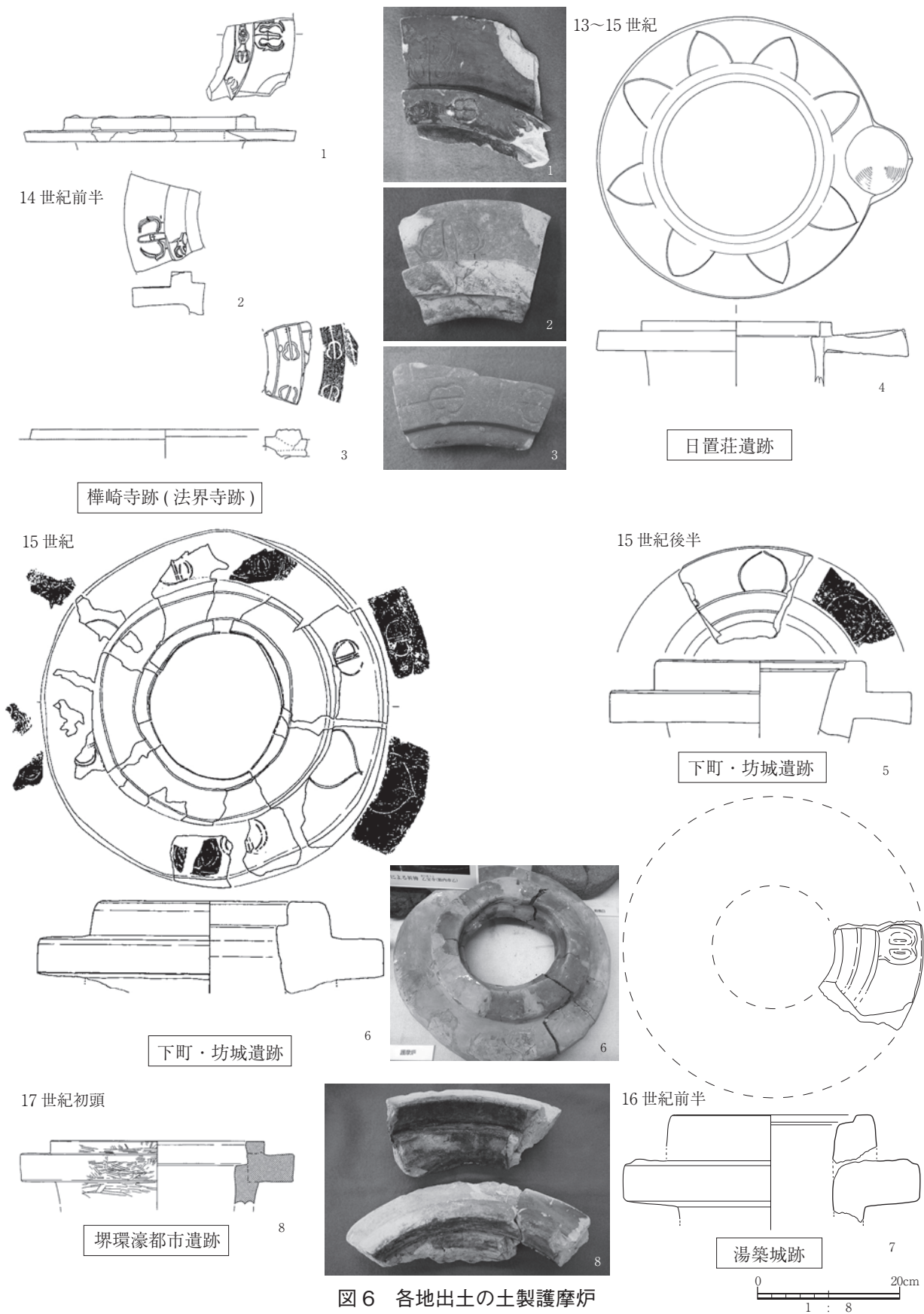
これらの時期については、図6-2は遺構の年代から14世紀前半に比定され、図6-1は15世紀の遺構出土であるが三鈷杵文の表現が丁寧で忠実であることから図6-2を遡り、図6-3は逆に下ると推定されている(板橋2007p.86)。

日置荘遺跡(大阪府堺市)(図6-4)

護摩炉はI調査区B地区東部から出土した。遺構からは特定できないが、瓦葺建物の存在が推測され、仏花瓶、人物像、灯明台台座などの出土から寺院跡と推定されている。護摩炉は瓦質で、鍔径39.2cm、口縁内径23.2cmを測る。鍔の一方に蘇油器を置く突出部があり、真言密教系の護摩炉とされる(大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター1995p.184)。鍔の上面に蓮弁が八葉刻まれている。時期は特定できないが、他の出土遺物から、13～15世紀と推定される。

下町・坊城遺跡(新潟県胎内市)(図6-5・6)

B地点で1点(図6-5、別に石製護摩炉が1点出土)、E地点で1点(図6-6)の計2点が出土した。B地点は本格的な仏堂を伴う寺院であると推定され、近接する江上館と関連する公的な祈願所との指摘がなされている(中条町教育委員会2000p.93)。図6-5は瓦質で、鍔径42.4cm、口内径21.4cmを測る。鍔上面に蓮弁と鈷先が刻まれている。鍔上の器壁は厚さ5.1cm、鍔は先端部が厚く4.2cmの厚みがある。激しく被熱している。E地点は12世紀代の建物を中心とし、寺院関係と考えられている(胎内市教育委員会2008)。ただし護摩炉の出土したSK15は15世紀の遺構とされる。図6-6は瓦質で、形態は、鍔が短く全体に厚みがある。平面形はややゆがむ。鍔径は48.8cm、口内径21.6cmである。鍔上の器壁は7.6cm、鍔は5.6cmの厚みがあり、全体にB地点出土のものより一回り大きい。鍔の上面には、蓮弁と鈷先が刻まれているが、鈷先はかなり形骸化している。



堺環濠都市遺跡SKT263(大阪府堺市) (図6-8)

図6-8は中世～江戸時代の開口神社境内、神宮寺である念仏寺から出土した(堺市教育委員会2004)。瓦質で、鐙径38cm、口縁内径25cmを測る。胎土、焼成とも良好で、丁寧な作りである。鐙は断面方形で、別作りである。鐙上面に文様は認められない点が他の資料と異なっている。

以上の類例から、土製護摩炉が出土した遺跡はいずれも寺院跡、あるいは遺構・遺物から寺院跡と推定される遺跡である。各地で出土した土製護摩炉は瓦質土器であり、全て平面が円形の息災炉である。また、堺環濠都市出土資料以外、鐙の上部には、三鈷杵や蓮弁文が施される点が共通する。これらは、鉄製など他の材質も含めた護摩炉の規範性を反映しており、湯築城跡出土護摩炉もその範疇にあると言える。

図6には各資料の時期を提示した。土製護摩炉は14世紀前半には確実に出現し、17世紀初頭まで確認できる。形態の変化として時期が下るものほど鐙が短く、全体的に器壁が厚い傾向がある。ただし現時点では出土例が少数であるため、時期による変化とは断言できない。類例が増加したのちに検討すべき課題である。また、護摩炉には鉄製品や石製品もあり、むしろ鉄製品が主流と考えられ、それらとの形態比較が必要であろう^{*3}。

まとめ

土製護摩炉は、大変出土数が限られ貴重な資料と言える。類例によって示されるように、護摩炉は寺院跡でしか出土せず、護摩を焚く行為が行われる場所が通常は寺院に限られていたことを示している。

そのため、湯築城内で護摩炉が出土したことの意義は大きく、他に宗教関係遺物は出土していないものの、護摩修法が城内で行われたことは確実であろう。湯築城跡出土護摩炉が示す可能性は二通り考えられ、一つは湯築城内に護摩壇を有するような宗教施設(建物)が恒常的に存在したこと、いま一つは、出土護摩炉が使用された時に限って、限定的にその行為が行われたことである。何れにしても、湯築城跡に護摩壇を備えた建物が存在したことになる。出土地点から、その建物は、「北側調査区」から「東区」の南側に当たり、遮蔽土塁、道路、内堀に挟まれた狭い空間であったと推定できる。当該地点に接して岩崎神社が鎮座することから、城内における宗教的空間の存在も浮かび上がり、これまで想定できていなかった湯築城の内部構成を考える必要がある。

建物跡などの具体的な様相は周辺の発掘調査によってのみ解明できることであり、今後の調査に期待したい。

謝辞

本稿を記すにあたり、佐藤弘氏、續伸一郎氏、水澤幸一氏からご教示、ご協力を賜りました。記して感謝いたします。

注

- 1 岩崎神社については、発掘調査や同時代の文献では明らかにできないが、『予陽郡郷俚諺集』(宝永7(1710)年完成、伊予史談会1987)に「岩崎権現」として「河野氏の時鎮守なりしよし」と紹介されており、少なくとも江戸初期には湯築城内に存在したものと認識されている。
- 2 資料調査の過程で、今回紹介した各遺跡において未報告資料が存在することが明らかとなったため、個体数は若干増加する。ただし、今回は報告済み資料のみ紹介した。
- 3 下町・坊城遺跡のほか、一乗谷朝倉氏遺跡においても石製護摩炉が報告されており(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館2023、第37図211)、形態は土製護摩炉と共通する。

参考文献

足利市教育委員会1995『法界寺跡発掘調査概要』

足利市教育委員会2008『史跡 樺崎寺跡(法界寺跡)発掘調査概要Ⅱ』

板橋稔2007「史跡樺崎寺跡出土の護摩炉についての一考察」『栃木県考古学会誌』第28号 栃木県考古学会 pp.81-88

伊予史談会1987『予陽郡郷俚諺集・伊予古蹟志』

大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター1995『日置荘遺跡』

岡崎譲治監修1982『仏具大辞典』鎌倉新書発行

(財)愛媛県埋蔵文化財センター2000『湯築城跡』第2・3分冊

堺市教育委員会2004『堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—SKT263・甲斐町東2丁目—』

柴田圭子2000「第3節 出土遺物からみた湯築城跡」『湯築城跡』第4分冊 (財)愛媛県埋蔵文化財センター pp.95-131

胎内市教育委員会2008『下町・坊城遺跡Ⅶ(E地点)』

中条町教育委員会2000『下町・坊城遺跡Ⅳ』

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館2023『一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告21』

図引用・所蔵

図1・2 筆者作成、写真は筆者撮影、土製護摩炉は愛媛県教育委員会所蔵、図3 (財)愛媛県埋蔵文化財センター2000『湯築城跡』第2分冊図版14、図4 (財)愛媛県埋蔵文化財センター2000『湯築城跡』第2分冊図131・132、図5 筆者作成、断面図は(財)愛媛県埋蔵文化財センター2000『湯築城跡』第3分冊図17・19・21を再トレース、図6-1 足利市教育委員会2008第50図、足利市教育委員会所蔵、図6-2 足利市教育委員会1995第61図、足利市教育委員会所蔵、図6-3 足利市教育委員会2008図41、足利市教育委員会所蔵、図6-4 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター1995図I-122、大阪府教育委員会所蔵、図6-5 中条町教育委員会2000図41、胎内市教育委員会所蔵、図6-6 胎内市教育委員会2008図版18 写真は筆者撮影、胎内市教育委員会所蔵、図6-7 図1と同様、図6-8 堺市教育委員会2004第13図、写真は筆者撮影、堺市教育委員会所蔵

(2023年1月16日)